

現行の裁定制度の改善に関する検討

1. 裁定制度の概略

- ・ 裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を権利者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第 67 条）。
- ・ 権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物、実演、レコード、放送、有線放送（以下、総称して「著作物等」といいます。）が対象となる（著作権法第 67 条第 1 項、同第 103 条）。
- ・ 本制度は、権利者が不明な場合に利用することができる制度であることから、権利者が不明であるという事実を担保するに足りる程度の「相当な努力」を行うことが前提となる（著作権法第 67 条第 1 項、同第 103 条、著作権法施行令第 7 条の 5、告示第 1 条から第 3 条）。
- ・ 文化庁に裁定申請を行い、文化庁長官の定める額の担保金を供託すれば、著作者が著作物の利用を廃絶しようとしていることが明らかな場合を除き、裁定の決定前であっても著作物等の利用が開始できる【申請中利用制度】（著作権法第 67 条の 2、同第 103 条）。

2. これまでの裁定制度の改善

➤ 制度面の改善

・ 事前供託の一部免除（平成 30 年）

権利者と連絡することができるに至った場合に、補償金等の支払を確実に行うことが期待できる国や地方公共団体等については、事前の供託を求めないこととする法改正。

・ 申請手数料の負担軽減（平成 29 年）

裁定の申請の際に納付する手数料を 13,000 円から 6,900 円に見直し。

・ 権利者搜索の要件を緩和（平成 28 年）

過去に裁定を受けた著作物等を利用しようとする場合、初めて裁定を受ける際に必要な権利者搜索の措置と同様の措置を再度講じる必要があったところ、より簡便な措置（下線）を選択することができるよう変更

見直し前	見直し後
(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧 ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索	(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧 ①名簿・名鑑等の閲覧又は②インターネット検索又は③ <u>過去に裁定を受けた著作物等に関する場合は、文化庁のデータベースの閲覧</u>

<p>(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会 ①著作権等管理事業者等への照会 及び ②関連する著作者団体への照会</p> <p>(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ ①日刊新聞紙への広告又は②著作権情報センターのウェブサイトへの広告</p>	<p>(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会 ①著作権等管理事業者等への照会 及び ②関連する著作者団体への照会 又は <u>③過去に裁定を受けた著作物等に関する場合は、文化庁長官への照会</u></p> <p>(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ ①日刊新聞紙への広告又は②著作権情報センターのウェブサイトへの広告</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・ 権利者搜索のための「相当の努力」の要件見直し（平成 26 年度）

「相当の努力」の要件見直しを以下の通り行った。

見直し前	見直し後
<p>以下全ての対応を求める。</p> <p>ア) 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧</p> <p>イ) ネット検索サービスによる情報の検索</p> <p>ウ) 著作権等管理事業者等への照会</p> <p>エ) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会</p> <p>オ) 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会</p> <p>カ) 下記のいずれかの方法で、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日刊新聞紙への掲載 ・ CRIC のウェブサイトにて 30 日間以上掲載 	<p>①<u>ア、イのうち適切なものを選択すればよい</u></p> <p>②エの照会は不要とし、<u>ウ及びオの照会をすれば足りる</u></p> <p>③カのうち CRIC のウェブサイトでの広告について、<u>申請に必要な掲載期間を 7 日以上に短縮する</u></p>

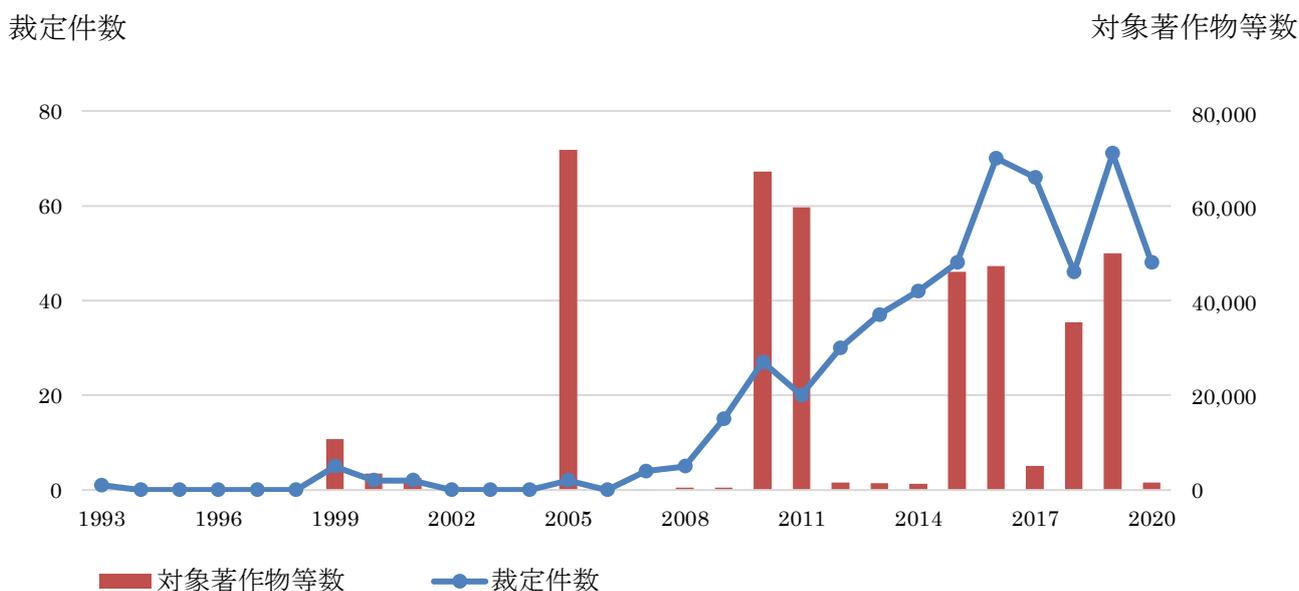
➤ 運用の見直し（平成 26 年度及び令和 2 年度の見直し後の内容）

- ① CRIC のウェブサイトでの広告について、7 日間の経過を待たず広告掲載直後からの裁定申請を可能。
- ② 申請から利用開始までの標準的な処理期間（申請中利用制度を活用する場合は、申請から 3 週間以内）を定めて公表。※申請から裁定までの標準的な処理期間は約 2 か月
- ③ 利用期間は申請者が設定できることを明確化（5 年を超える利用期間の設定も可能）
- ④ 書籍の増刷や販売後の電子書籍化、電子書籍の配信期間の延長のように、同一の著作物等について、追加的な利用を予定する場合は、あらかじめ申請内容に含めておき、利用の数量や期間を区切って補償金を追加供託することにより利用が可能となることを明確化

- ⑤ CRIC のウェブサイトへの広告掲載料を一律 7,500 円+税に減額（以前は、CRIC のウェブサイトへ広告掲載を行う場合は 16,200 円、申請者のウェブサイトから CRIC のウェブサイトへリンクを貼る場合は 14,256 円）
- ⑥ 第三者に利用させることを内容とする裁定申請が可能であることを明確化
- ⑦ CRIC ウェブサイトにおける 7 日間の広告掲載後も引き続き、情報を掲載

3. 裁定制度の利用実績

申請 1 回における著作物数の制限がないため、対象著作物等の数には年度毎にばらつきがあるが、裁定件数は増加傾向にある。



4. 今後の改善方策に関する検討（案）

- **申請に必要な供託手続の不要化**

現在、国、独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人、日本放送協会を除いて、補償金の事前供託が必要となる。この補償金の事前供託について、手続をさらに不要とすることは可能化か。

なお、文化審議会著作権分科会（令和 2 年度）にて議論がなされた事前供託免除の対象への民間放送事業者の追加については、民間放送事業者を含むニーズを把握しつつ、今回の全体に係る議論の中で引き続き検討を進める。

- **供託金の算定の根拠となる情報の提供**

補償金（供託金）の額の算定のため、同様の利用形態についての使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等）や算出方法について、著作権等管理事業者等や著作権団体等に問合せを行うことが慣例として行われているが、例えば定型的な利用について、補償金の根拠となる情報の事前の提供を行うことができるか。

- **供託手続の改善**

供託金の納入に係る手続の簡便化に関する方策や留意事項は考えられるか。

- **手続の民間化**

事前相談も含む申請手続先について、文化庁以外が行う場合の方策や留意事項は考えられるか。

(以上)